

ホテイツモリ保護回復事業計画

本計画は長野県希少野生動植物保護条例に基づき、指定希少野生動植物について、その個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系の保全・回復及び再生をするための事業その他保護を図るための事業について定めるものである。

本種は平成 16 年 2 月 19 日付けで特別指定希少野生動植物に指定された植物で、絶滅の危険性が高いが、今後、地元住民の保護活動が期待される種である。

1 種の説明

(1) 種の特徴

ホテイツモリ : *Cypripedium macranthum*
var. *hotei-atsumorianum*

亜高山帯に生える多年生の地生ランで、茎は高さ 20 ~ 40cm 程度、葉は楕円形で有毛、互生する。

花は 6 ~ 7 月に開花し、直径が 10cm 程、紅紫色を有する。

アツモリソウに似ているが、唇弁の形がやや円く、アツモリソウよりも色が濃くて大きい特徴を持つ。



(2) レッドリストカテゴリー

長野県版レッドリスト(2002): 絶滅危惧 A類

(近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種)

環境省版レッドリスト(2007): 絶滅危惧 A類

(近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種)

(3) 分布

日本固有種であり、本州で生育が確認されている県は、長野・山梨・福井の各県のみである。環境省版レッドデータブック(2000)では、現存するメッシュ数は 5 メッシュ、繁殖個体数は計約 100 個体と推測される。

(4) 絶滅危惧の要因

園芸用の採集・植生の遷移及びニホンジカによる食害や踏み付けが主要因となっている。

2 現 状

(1) 県内における生育状況

長野県版レッドデータブック(維管束植物編)(長野県 2002)では富士見町に自生するのみとされている。

2008年に富士見町ほかで野生株の調査を行った結果、確認された現存個体数は9株のみであり、その内開花個体は3株であり、野生株の絶滅が懸念されている。

自生地は、当面は開発等の可能性は低いと考えられるものの、ニホンジカによる食害や踏付けが懸念され、また、生育地の周辺において土砂崩落も発生している。

なお、旧奈川村誌自然編では生育の記述があり、調査を行う必要がある。

(2) 富士見町における保護活動

富士見町では、住民、企業、学校、行政が連携してホテイアツモリを保護するための組織「富士見町アツモリソウ再生会議」を平成18年度に立ち上げるとともに、平成19年度には「富士見町のアツモリソウ保護条例」を制定した。

保護活動については、自生地の監視や啓発看板の設置などを行っている。

また、野生個体保護のために、野生の開花個体を人工交配し、出来た種子を用いて自生地直播及び無菌培養を行っている。

さらに、無菌培養により育成させた個体から、種子を取り自生地に播種することで、野生個体数の回復を目指している。

(3) その他

本種は、長野県希少野生動植物保護条例において特別指定希少野生動植物に指定され、規制の対象となっているが、近年、違法な採取等の事例は報告されていない。

自然公園指定植物(南アルプス国立公園・県立公園)、国内希少野生動植物種であり、同時に特定国内希少野生動植物種である。

3 課 題

(1) 野生個体の保護

2008年に富士見町で確認されている野生株は9株のみであり、これ以上の減少は野生株の消滅を意味しているため、保護の対策を講ずる必要がある。

(2) 野生個体数の回復

現存個体数が限られているため、野生株の人工交配などを行い、野生個体数の回復を図る必要がある。

また、人工増殖技術を開発し、野生個体数の回復を図る必要がある。

4 事業の目標

ホテイアツモリの自生地の保護を図りながら、増殖技術の開発を進めることにより、野生個体数の回復を図る。

その上で本種が自然状態で安定的に維持される状態とすることを目標とする。

5 事業の区域

富士見町

6 保護回復のために緊急に取り組むべき事項

(1) 監視活動と啓発活動

盗掘防止のため効果的な監視活動と普及啓発活動に取り組む。

(2) ニホンジカの食害等の対策

ニホンジカの食害や踏付けを防止する防護ネット柵を設置する。

(3) 土砂崩落の対策

土砂崩落に対しては土留施設などを設け、生育基盤の保全を図る。

(4) 人工交配及び増殖事業等の実施

野生株の人工交配については、開花状況や過去の人工交配履歴などを考慮し行う。

野生株の人工交配により採取した種子を自生地に播種を行う。

野生株の人工交配により採取した種子から無菌培養で育成した個体を、人工交配により結実させ、その種子を自生地に播種を行う。

育成した個体の植え戻しを行うときには、必要性・方法・場所についてラン科植物の専門家と十分協議を行い、周辺の環境をよく調査し、野生株の人工交配により採取した種子より育成した個体を用いる。

以上の播種及び植え戻しなどを行った場合には、必ず記録に残す必要がある。

なお、自生地とは、現在の野生株の生育地及びその周辺を指す。

(5) 原種の保存

原種の保存を図るため、生育環境のデータを取り種子の保存及び系統保存を行う。

(6) モニタリング

野生株、自生地播種及び植え戻し苗の追跡モニタリングを行い、対策の効果や有効性について検証を行う。また、生育環境の把握にも努める。

7 情報収集活動

ホテイアツモリの新たな生育情報があり次第、情報の収集や調査に努める。

8 地域との協働

本種の保護回復にあたっては、計画から実施にいたるまで関係地域の住民の理解と協力が不可欠であり、また地域の団体や企業・専門家の協力が不可欠である。

このため、普及啓発を図り、保護の必要性及び事業実施状況等に関する普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保護回復活動の展開が必要である。

9 スケジュール

概ね 5 年で、事業による効果を検証、評価し、保護回復事業計画の見直し等について検討する。

10 参考文献

- ・長野県(2002)長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～(維管束植物編)。長野県、長野。
- ・環境庁(2000)改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブッカー 8 植物 (維管束植物)。
- ・富士見町アツモリソウ再生会議(2008)富士見町アツモリソウの里環境保全事業計画
- ・IUCN種の保存委員会ラン専門家部会(2006)ランの植え戻しガイドライン
- ・奈川村(1992)奈川村誌自然編

11 関係者

長野県希少野生動植物保護対策委員会

福江佑子、柳澤昭夫、横谷武司、土屋富二男、土田勝義、中山 洌、横内文人
中村浩志、両角源美、吉田利男、中村寛志、平沢伴明、藤山静雄、吉田正人

長野県希少野生動植物保護対策委員会 植物小委員会

中山 洌、横内文人、土田勝義

長野県環境保全研究所

大塚孝一、尾関雅章

富士見町アツモリソウ再生会議

中山 洋、名取 陽、伊藤一成